

## 平成22年度健全化判断比率及び資金不足比率の公表

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、平成22年度健全化判断比率及び資金不足比率を下記のとおり公表します。

### 平成22年度健全化判断比率

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	説明
%	%	%	%	括弧内の数値は、 早期健全化基準 の数値を表す。
- ( 11.25 )	1.98 ( 16.25 )	19.2 ( 25.0 )	223.7 ( 350.0 )	

### 平成22年度資金不足比率

特別会計の区分及び名称		資金不足比率
法適用企業（宅地造成事業のみを行うものを除く。）に係る特別会計	水道事業会計	-
法非適用企業（宅地造成事業のみを行うものを除く。）に係る特別会計	下水道事業特別会計	-
	中央卸売市場事業特別会計	-
	国民宿舎運営事業特別会計	246.7
	農業集落排水事業特別会計	-
宅地造成事業のみを行う法非適用企業に係る特別会計	産業立地推進事業特別会計	-

経営健全化基準は20%